

報告第 5 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち
学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部
改正について

1 提案理由

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び省令の一部が改正され、
共済掛金額が改定されたことに伴い、関係規定を整備する必要があるため。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第15条

独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第17条

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第7条、第10条

3 改正内容 37～42頁のとおり

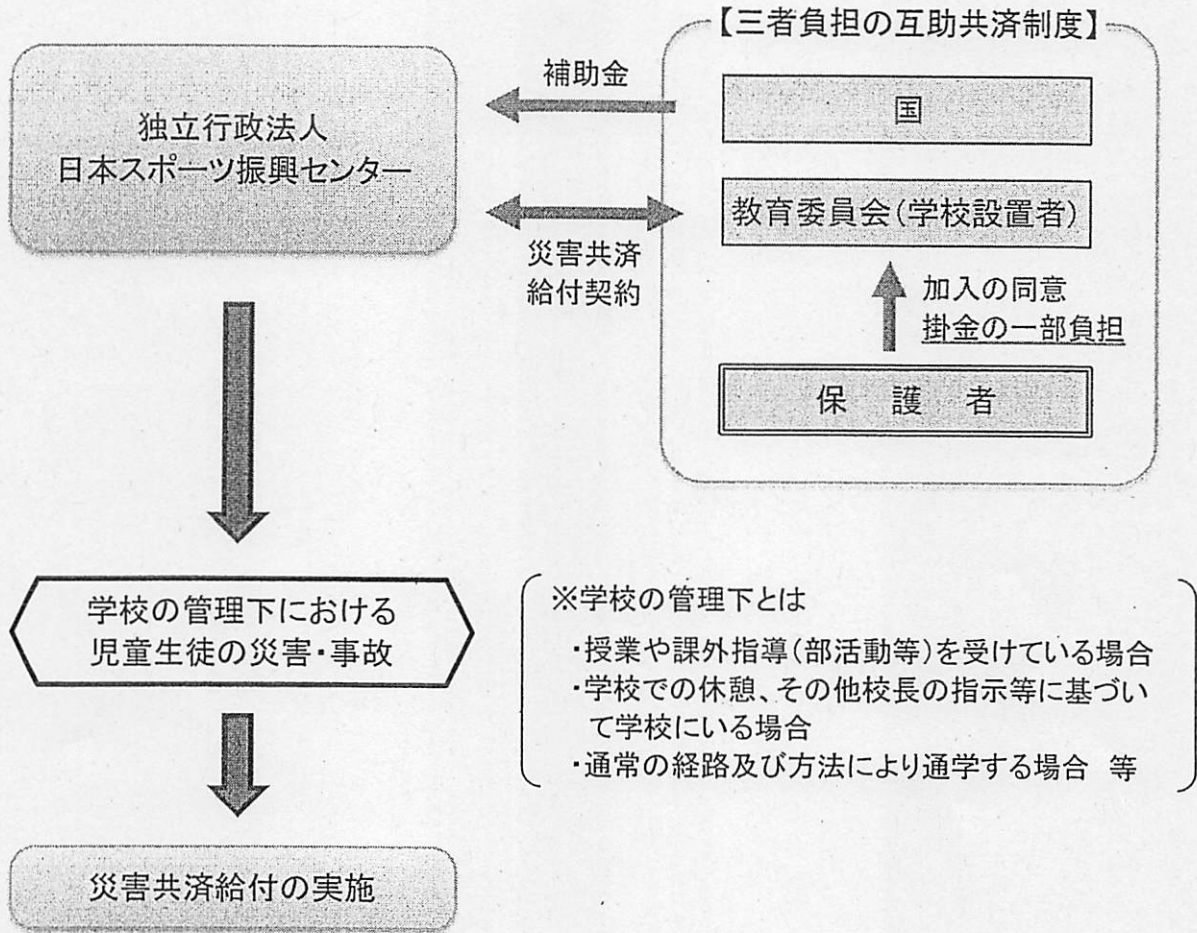
政令で、高等学校全日課程及び特別支援学校高等部の共済掛金額が、
1,840円から2,150円に改定されたことに伴い、本県規則の学校
の設置者が保護者等から徴収する額を1,510円から1,770円に改
める。

4 施行年月日

平成31年4月26日

災害共済給付制度の概要

学校の設置者が保護者等の同意を得て、(独)日本スポーツ振興センターとの間に「災害共済給付契約」を結び、共済掛金を支払うことで学校管理下における児童生徒の災害に対し、災害共済給付を行う。



<災害共済給付の内容>

災害等の種類	災害等の範囲	給付金額
負傷	療養に総額5,000円以上を要するもの	療養に要する費用の額の4/10
疾病	療養に総額5,000円以上を要するもののうち、文部科学省令で定めているもの <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食等による中毒 ・漆等による皮膚炎 ・負傷による疾病 ・熱中症 等 	
障害	負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 (4,000万円~88万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円
	◆突然死の場合 運動等の行為が起因又は誘因となり発生 運動等の行為と関連なく発生	死亡見舞金 1,500万円

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち、学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正について

1 改正の理由

高等学校での事故等による給付支出が増加したことから、政省令が改正され、高等学校全日制及び特別支援学校高等部に係る共済掛金額が引き上げられることとなったため。

2 改正内容

政令で、高等学校全日制課程及び特別支援学校高等部の共済掛金額が、1,840円から2,150円に改定されたことに伴い、本県規則の学校の設置者が保護者等から徴収する額を1,510円から1,770円に改める。

改正前		負担割合	改正後		負担割合
共済掛金	保護者負担分		共済掛金	保護者負担分	
		学校設置者分			学校設置者分
1,840 円 ※1	1,510 円 ※2	82%	2,150 円 ※1	1,770 円 ※2	82%
	330 円	18%		380 円	18%

・表中の金額は生徒一人当たりの年額

※1は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令で規定。

※2は、県教委規則「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則」で規定。

3 施行年月日 平成31年4月26日

共済掛金額の改定については、令和元年度負担分から適用。

(参考)政令改正による共済給付額の改定(平成31年4月1日発生の事案分から適用)

・死亡見舞金額を2,800万円から3,000万円に増額

・障害見舞金額を障害の状態に応じてそれぞれ6.1%~7.2%増額

【●共済掛金の改定額】

○平成31年度以降の共済掛金額を下表のように改定

(単位：円)

学 校 種 別		改定前	改定後
義 務 教 育 諸 学 校	一 般	920	920
	要保護	40	40
	準要保護	920	920
高 等 学 校 高 等 専 修 学 校	全 日 制	1,840	2,150
	定 時 制	980	980
	通 信 制	280	280
高 等 専 門 学 校		1,880	1,930
幼 稚 園		270	270
幼保連携型認定こども園		270	270
保 育 所 等	一 般	350	350
	要保護	40	40

※ 金額は生徒一人当たりで年額

※ 高等学校全日制には特別支援学校高等部を含む

【●障害見舞金・死亡見舞金の改定額】

○平成31年度以降の障害見舞金額を下表のように改定

(単位：千円)

区分	現行	改定後	区分	現行	改定後
第1級	37,700 (18,850)	40,000 (20,000)	第8級	6,900 (3,450)	7,400 (3,700)
第2級	33,600 (16,800)	36,000 (18,000)	第9級	5,500 (2,750)	5,900 (2,950)
第3級	29,300 (14,650)	31,400 (15,700)	第10級	4,000 (2,000)	4,300 (2,150)
第4級	20,400 (10,200)	21,800 (10,900)	第11級	2,900 (1,450)	3,100 (1,550)
第5級	17,000 (8,500)	18,200 (9,100)	第12級	2,100 (1,050)	2,250 (1,125)
第6級	14,100 (7,050)	15,100 (7,550)	第13級	1,400 (700)	1,500 (750)
第7級	11,900 (5,950)	12,700 (6,350)	第14級	820 (410)	880 (440)

※ () は通学中の災害に係る障害見舞金の額

○平成31年度以降の死亡見舞金額を、現行の2,800万円から
3,000万円に引き上げ

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則（昭和三十五年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表高等学校の項中「千五百十円」を「千七百七十円」に改め、同表特別支援学校の項中「千五百十円」を「千七百七十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第六号

傍線の部分は改正部分

改正

第一条 略

第二条 前条に規定する保護者等から徴収する額は、次の表のとおりとする。

区		徴収する額
中学校	分	
高等学校	全日制課程	千七百七十円
	定時制課程	八百円
	通信制課程	二百十円
特別支援学校	幼稚部	二百二十円
	小学部及び中学部	共済掛金の額の十分の五の額
高等部		千七百七十円

現行

第一条 略

第二条 前条に規定する保護者等から徴収する額は、次の表のとおりとする。

区		徴収する額
中学校	分	
高等学校	全日制課程	千五百十円
	定時制課程	八百円
	通信制課程	二百十円
特別支援学校	幼稚部	二百二十円
	小学部及び中学部	共済掛金の額の十分の五の額
高等部		千五百十円